

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和7年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。) ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に伴い、①福祉情報システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う(②～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。)
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第42項、第43項、第161項、第162項 [独自利用における情報照会の根拠] 番号法第19条第9号 [情報提供] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	広島市健康福祉局保護自立支援課
②所属長の役職名	保護自立支援課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局保護自立支援課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2138
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、申請書に記載された個人番号のデータベースへの入力事務では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各種システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる二要素認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第15条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第15条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年11月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] 番号利用法第19条第7号別表第二 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第8, 9, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55条 ※ 番号利用法別表第二 30, 50, 116, 120の 項に係る業務省令は未制定。	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17 条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第24 条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33 条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52 条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係 る主務省令は未制定。	事後	
平成28年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成28年11月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成29年11月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17 条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第24 条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33 条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52 条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係 る主務省令は未制定。	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17 条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23 条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32 条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47 条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59 条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係 る主務省令は未制定。	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成30年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき以下の業務を行う。 ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面 接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有 無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶 助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶 助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決 定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法 で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還 金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調 査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作 成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金の支 給を行う。	生活保護法に基づき以下の業務を行う。 ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面 接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有 無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶 助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶 助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決 定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法 で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還 金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調 査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作 成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学 準備給付金の支給を行う。	事後	
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月8日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	[情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 [情報提供] 番号利用法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 21, 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	[情報照会] 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 [情報提供] 番号利用法第19条第8号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	広島市健康福祉局地域福祉課	広島市健康福祉局保護自立支援課	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課保護担当課長	保護自立支援課長	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	広島市健康福祉局地域福祉課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2138	広島市健康福祉局保護自立支援課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2138	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和5年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 [情報提供] 番号利用法第19条第8号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	[情報照会] 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 [情報提供] 番号利用法第19条第9号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和5年3月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年3月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき以下の業務を行う。 ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。	生活保護法に基づき以下の業務を行う。 ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に伴い、①福祉情報システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う(②～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。)	事前	
令和5年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年10月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年9月1日時点	事前	
令和5年10月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年9月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき以下の業務を行う。 ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に伴い、①福祉情報システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う(②～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。)	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。) ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学準備給付金の支給を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に伴い、①福祉情報システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う(②～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。)	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和7年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	番号法第9条第1項 別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 [情報提供] 番号利用法第19条第9号 別表第二 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 ※ 番号利用法別表第二 30, 90の項に係る主務省令は未制定。	[情報照会] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第42項、第43項、第161項、第162項 [独自利用における情報照会の根拠] 番号法第19条第9号 [情報提供] 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項	事後	
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	様式変更による
令和7年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	様式変更による